

区分	その他
----	-----

案件概要

資料 1

共 通		
件名	2025年デフリンピック大会における関係施設間輸送等業務に関する基本協定に係る覚書	協 定 変 更
契約主体	公益財団法人東京都スポーツ文化事業団	
調達方式	総合評価方式	
内 容		
○概要 公益財団法人東京都スポーツ文化事業団と株式会社JTBは、令和5年6月23日付で『2025年デフリンピック大会における関係施設間輸送等業務に関する基本協定』（以下、「基本協定」という。）を締結した。 このたび、社会情勢の変化及び計画の深度化による業務内容等の見直しに伴い、基本協定第11条に基づき、基本協定仕様書の詳細を定めるとともに協定金額について変更を行う。合意後には覚書を締結する。		
○協定期間 令和5年6月23日から令和8年3月31日まで		○令和5年6月23日付で協定締結 契約者：株式会社JTB 現協定金額：1,760百万円（税込） 【理由】 バス単価や人件費単価の上昇、バス台数増などサービスレベルの変更に伴う内容については、基本協定締結時に予見できなかったものであり、社会情勢の変化や計画の深度化に伴い発生したものである。 そのため、原協定との同一性や入札時の競争性を損なうものではないことを確認のうえ、基本協定に係る覚書を締結する。 変更後協定金額：2,960百万円（税込） 増額金額：1,200百万円（税込） 【主な変更点】 ①バス調達及び人件費単価の上昇 ②サービスレベルの見直しに伴う業務規模の増加 （バス台数及び現場配置要員の増加、選手団の食事及びランドリー対応、ドライバー手配数の増加等）
○主な業務内容 1 令和5年度業務 ① 配宿及び輸送基本計画の作成 ② 宿泊施設の選定及び確保 2 令和6年度業務 ① 配宿及び輸送詳細計画の作成 ② 宿泊予約の受付対応 ③ 輸送車両及びドライバーの確保 ④ 出入国対応における関係者調整 ⑤ I Dカードの発行準備 3 令和7年度業務 ① 大会期間中の運営 ② 選手団以外の宿泊への対応 ③ 輸送の実施 ④ 選手団等の出入国時の対応 ⑤ I Dカードの発行業務		
所管部署		
東京都スポーツ文化事業団デフリンピック準備運営本部 大会サービス部 宿泊グループ・輸送グループ		

契約・調達案件 個別確認表（協定変更）

案件名	2025年デフリンピック大会における関係施設間輸送等業務に関する基本協定に係る覚書
調達方式	総合評価方式

確認の視点	確認内容	備考
契約手続きの適正性		
発注組織での意思決定プロセスの手続きが適正に取られたものであること	●本案件は、大会運営組織での意思決定プロセスに沿って、事業執行の決定が行われていることを確認した。	
大会経費として妥当なものであること	●本案件は、東京2025デフリンピックの準備・運営における選手団の宿泊及び輸送に係る事業であり、発注組織の役割に基づく業務内容であることを確認した。 ●デフリンピック規約等において、運営・準備等に必要な項目であり、対象経費として妥当であることを確認した。	
事業執行にあたり、仕様書の内容が適切なものであること	●業務内容が簡潔、詳細かつ正確に記載されていることを確認した。 ●高齢者や障害者等への情報保障など、業務に応じた必要な配慮がなされていることを確認した。 ●業務履行上の費用負担が項目ごとに明確にされていることを確認した。 ●成果品の内容、納品数、納品期限等が具体的に記載されていることを確認した。	
予算執行が適正なものであること	●東京2025デフリンピックの準備・運営を進めていくにあたり、適正な予算執行であることを確認した。	
予定価格が妥当なものであること	●定められた労務単価や市場価格等を参考に、予定価格を適切に算出していることを確認した。	
調達方式の精査・確認		
調達方式が妥当なものであること	●協定変更が妥当であることを、原協定との同一性の確保、新規発注による弊害及び経済性の比較の観点から検証を行い、確認した。	

区分	その他
----	-----

案件概要

資料2

共通	
件名	2025年デフリンピック大会における関係施設間輸送等業務委託（令和7年度：実施業務その1（単価契約））
契約主体	公益財団法人東京都スポーツ文化事業団
調達方式	特命随意契約
内 容	
○概要 本件は、来日する選手団（約80カ国、約6000人）及び関係者に対する宿泊、輸送サービスの提供に係る業務を委託するものである。 公式旅行代理店との基本協定に基づき、仕様内容と契約金額を精査した上で、令和7年度の実施業務（単価契約）について契約を締結する。 本件は、宿泊、輸送サービスの提供に係る業務において、宿泊手配やバス手配、現場対応要員等の数量が確定できない業務について単価契約を締結するものである。それ以外は、本契約と同日付で締結予定の「2025年デフリンピック大会における関係施設間輸送等業務委託（令和7年度：実施業務その2（概算契約））」にて締結する。 ○契約期間 契約確定の日の翌日から令和8年3月31日まで ○主な業務の内容 1 宿泊業務 ① 大会期間中の運営 ② 選手団以外の宿泊への対応 2 輸送業務 ① 輸送の実施 3 出入国対応及びIDカード発行業務 ① 選手団等の出入国スケジュール調整及び出入国時の対応 ② IDカードの発行業務	
調達方式が競争入札以外の場合の理由	
来日する選手団（約80カ国、約6000人）及び関係者に対する宿泊、輸送サービス、出入国及びIDカード発行の提供に係る業務を行う公式旅行代理店については、総合評価方式により選定し、基本協定を締結している。各年度の業務については、公式旅行代理店との基本協定に基づき、仕様内容と契約金額を精査し、年度契約を行うこととしている。 令和7年度の契約については、効果的な業務運営と予算執行を目的とし、「計画業務」と「実施業務」で年度契約を2回に分けて締結することとしているが、本件は「実施業務」について、基本協定締結先と特命随意契約を締結するものである。なお、実施業務は業務の性質により、単価契約と概算契約に分け、本件は単価契約に係るものである。	
契約締結前付議理由	
付議基準	
入札・契約手続き等確認結果	
所管部署	東京都スポーツ文化事業団デフリンピック準備運営本部 大会サービス部 宿泊グループ・輸送グループ

契約・調達案件 個別確認表（契約手続実施前）

案件名	2025年デフリンピック大会における関係施設間輸送等業務委託（令和7年度：実施業務その1（単価契約））
調達方式	特命随意契約

確認の視点	確認内容	備考
契約手続きの適正性		
発注組織での意思決定プロセスの手続きが適正に取られたものであること	●本案件は、大会運営組織での意思決定プロセスに沿って、事業執行の決定が行われていることを確認した。	
大会経費として妥当なものであること	●本案件は、東京2025デフリンピックの準備・運営における選手団の宿泊及び輸送に係る事業であり、発注組織の役割に基づく業務内容であることを確認した。 ●デフリンピック規約等において、運営・準備等に必要な項目であり、対象経費として妥当であることを確認した。	
事業執行にあたり、仕様書の内容が適切なものであること	●業務内容が簡潔、詳細かつ正確に記載されていることを確認した。 ●高齢者や障害者等への情報保障など、業務に応じた必要な配慮がなされていることを確認した。 ●業務履行上の費用負担が項目ごとに明確にされていることを確認した。 ●成果品の内容、納品数、納品期限等が具体的に記載されていることを確認した。	
予算執行が適正なものであること	●東京2025デフリンピックの準備・運営を進めていくにあたり、適正な予算執行であることを確認した。	
予定価格が妥当なものであること	●定められた労務単価や市場価格等を参考に、予定価格を適切に算出していることを確認した。	
調達方式の精査・確認		
調達方式が妥当なものであること	●競争入札によらずその事業者以外には契約の履行ができない等の理由により特定の事業者を指定する方式が妥当であることを確認した。	

区分	その他
----	-----

案件概要

資料 3

共通	
件名	2025年デフリンピック大会における関係施設間輸送等業務委託（令和7年度：実施業務その2（概算契約））
契約主体	公益財団法人東京都スポーツ文化事業団
調達方式	特命随意契約
内 容	
○概要 本件は、来日する選手団（約80ヵ国、約6000人）及び関係者に対する宿泊、輸送サービスの提供に係る業務を委託するものである。 公式旅行代理店との基本協定に基づき、仕様内容と契約金額を精査した上で、令和7年度の実施業務（概算契約）について契約を締結する。 本件は、同日付で締結予定の「2025年デフリンピック大会における関係施設間輸送等業務委託（令和7年度：実施業務その1（単価契約））」に定めたものを除くものを対象とする。 ○契約期間 契約確定の日の翌日から令和8年3月31日まで ○主な業務の内容 1 宿泊業務 ① 大会期間中の運営 ② 選手団以外の宿泊への対応 2 輸送業務 ① 輸送の実施 3 出入国対応及びＩＤカード発行業務 ① 選手団等の出入国スケジュール調整及び出入国時の対応 ② ＩＤカードの発行業務	
調達方式が競争入札以外の場合の理由	
来日する選手団（約80か国、約6000人）及び関係者に対する宿泊、輸送サービス、出入国及びＩＤカード発行の提供に係る業務を行う公式旅行代理店については、総合評価方式により選定し、基本協定を締結している。各年度の業務については、公式旅行代理店との基本協定に基づき、仕様内容と契約金額を精査し、年度契約を行うこととしている。 令和7年度の契約については、効果的な業務運営と予算執行を目的とし、「計画業務」と「実施業務」で年度契約を2回に分けて締結することとしているが、本件は「実施業務」について、基本協定締結先と特命随意契約を締結するものである。なお、実施業務は業務の性質により、単価契約と概算契約に分け、本件は概算契約に係るものである。	
契約締結前付議理由	
付議基準	
入札・契約手続き等確認結果	
所管部署	東京都スポーツ文化事業団デフリンピック準備運営本部 大会サービス部 宿泊グループ・輸送グループ

契約・調達案件 個別確認表（契約手続実施前）

案件名 2025年デフリンピック大会における関係施設間輸送等業務委託（令和7年度：実施業務その2（概算契約））

調達方式 特命随意契約

確認の視点	確認内容	備考
契約手続きの適正性		
発注組織での意思決定プロセスの手続きが適正に取られたものであること	●本案件は、大会運営組織での意思決定プロセスに沿って、事業執行の決定が行われていることを確認した。	
大会経費として妥当なものであること	●本案件は、東京2025デフリンピックの準備・運営における選手団の宿泊及び輸送に係る事業であり、発注組織の役割に基づく業務内容であることを確認した。 ●デフリンピック規約等において、運営・準備等に必要な項目であり、対象経費として妥当であることを確認した。	
事業執行にあたり、仕様書の内容が適切なものであること	●業務内容が簡潔、詳細かつ正確に記載されていることを確認した。 ●高齢者や障害者等への情報保障など、業務に応じた必要な配慮がなされていることを確認した。 ●業務履行上の費用負担が項目ごとに明確にされていることを確認した。 ●成果品の内容、納品数、納品期限等が具体的に記載されていることを確認した。	
予算執行が適正なものであること	●東京2025デフリンピックの準備・運営を進めていくにあたり、適正な予算執行であることを確認した。	
予定価格が妥当なものであること	●定められた労務単価や市場価格等を参考に、予定価格を適切に算出していることを確認した。	
調達方式の精査・確認		
調達方式が妥当なものであること	●競争入札によらずその事業者以外には契約の履行ができない等の理由により特定の事業者を指定する方式が妥当であることを確認した。	

案件概要

資料4

実施前（募集概要）	
件名	第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025の協賛について
収入主体	公益財団法人東京都スポーツ文化事業団
内 容	
東京2025デフリンピックの協賛制度について、以下のとおり付議する。 1 協賛カテゴリ (1) 東京2025デフリンピック・トータルサポートメンバー 大会の準備・運営の全体をサポートすることを目的として、事業団に対し協賛金等の提供を行う協賛企業 以下4区分を設定 ・1億円（相当）以上 ・5,000万円（相当）以上 ・1,000万円（相当）以上 ・100万円（相当）以上 (2) 東京2025デフリンピック・ゲームズサポートメンバー 大会の準備・運営のうち、特定の競技をサポートすることを目的として、事業団に対し協賛金等の提供を行う協賛企業 以下4区分を設定 ・300万円（相当）以上 ・100万円（相当）以上 ・50万円（相当）以上 ・50万円（相当）未満 (3) 東京2025デフリンピック・みるTechサポートメンバー 大会の準備・運営のうち、デフリンピックスクエアにて開催される先端技術の開発や社会課題の解決に取り組むスタートアップなどの多様な技術を体験できる展示・PRゾーンに出展することを目的として、事業団に対し協賛金の提供を行う協賛企業 以下1区分を設定 ・1万円以上 2 募集期間 要綱施行日から令和7年9月30日まで	
3 協賛企業が使用可能な呼称及びエンブレムの使用並びに協賛企業の広告掲出等 呼称・エンブレム使用 氏名・企業ロゴ掲載 等 4 受入条件等 以下の条件に該当しないかを判断 (1) 特定の宗教又は政党その他の政治団体を宣伝、支持又は反対する意図があると認められるもの (2) 暴力団又は暴力団員等であること (3) たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約に抵触又はそのおそれがある企業等であること (4) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあること (5) デフリンピックの信用やイメージを毀損若しくは低減又はそのおそれがあること	
申込後締結前	
対象期間	(トータル・ゲームズ) 令和7年6月10日から同月25日まで申込分④、令和7年6月26日から同年6月30日まで申込分②及び令和7年7月1日から同年8月13日まで申込分(みるTech) 令和7年7月18日から同年8月21日まで申込分
協賛申込内容確認結果等	
申込者について、「第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025 協賛要綱」第5条第1項各号の条件を満たし、受入れが適当な企業等であることを確認した。	
所管部署	
東京都スポーツ文化事業団デフリンピック準備運営本部総務部連携推進グループ	

協賛契約についてデフリンピック準備運営本部が審査した事項

契約・調達管理会議に先立ち、デフリンピック準備運営本部で以下の事項について審査し、当該契約候補者と契約することを了承

審査事項	審査した内容	審査日	審査（確認）者
協賛受入の条件	当該協賛契約候補者による協賛申込について以下の点を審査し、受入が適当であることを確認した。 ■協賛の内容が、東京2025デフリンピックの開催趣旨に沿ったものであること。 ■東京2025デフリンピックの準備・運営に資するものであること。 ■協賛受入れの対象となる企業等が次のいずれにも該当しないこと。 （1）特定の宗教又は政党その他の政治団体を宣伝、支持又は反対する意図があると認められるもの。 （2）暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）であること。 （3）たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約に抵触又はそのおそれがある企業等であること。 （4）公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあること。 （5）デフリンピックの信用やイメージを毀損若しくは低減又はそのおそれがあること。	R 7 / 8 / 19 R 7 / 8 / 25 財務契約検討会	財務契約検討会 （委員） 総務部総務・人事グループ 小田マネージャー 総務部財務グループ 生駒マネージャー 大会統括部運営統括グループ 樋渡マネージャー

収入案件 個別確認表（契約締結前）

案件名	第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025の協賛について （トータル・ゲームズ）令和7年6月10日から同月25日まで申込分④、令和7年6月26日から同年6月30日まで申込分②及び令和7年7月1日から同年8月13日まで申込分（みるTech）令和7年7月18日から同年8月21日まで申込分
本個別確認表の対象案件	

確認の視点	確認内容	備考
申込内容の精査・確認		
申込者が適格者であること	● 申込者が、要綱等に定める不適格者に該当しないことを確認した。	
デフリンピックの趣旨に賛同した申込であること	● デフリンピックの趣旨に賛同し、申し込みがされたことを確認した。	
申込内容が要綱等に反するものでないこと	● 協賛の内容が公費軽減の効果を与えるものと認められることを確認した。 ● その他、要綱等の規定に反しないことを確認した。	